

会 計 に 関 す る 規 程

第1条 岩手県高等学校体育連盟（以下、「本連盟」という）の分担金及び入会金は、毎年5月1日現在の在籍数により、次の通り納入するものとする。

第1号 各加盟校は、毎年5月1日現在の在籍数により、5月末日までに次のとおり一括納入するものとする。

	生 徒		職 員	備 考
	全 日 制	定通制・特別支援		
分 担 金	1,300	700	1,300	
入 会 金	1,300	650		入学1年生

（いずれも1人当たりとする。）

第2号 5月末日現在において未納の学校に対しては、本連盟事務局がこれを督促する。

第3号 会計は6月末日現在の納入一覧表を各学校に提示するものとする。

第2条 分担金及び入会金等を年度内に納入しない学校は、翌年度における事業の参加が認められない。

第3条 分担金及び入会金等の滞納が翌年度に及んだ場合は、加盟を取消すことがある。

第4条 旅費は本連盟役員等に、これを支給する。

支給に関する規程は、別に定める。

第5条 事務手当は、事務局長、庶務、会計、書記に対して支給する。

第6条 負担金は全国高体連、全国定通部会、東北高体連、岩手県体育協会に対して規定の金額を加盟金として納入するものとする。

第7条 本県において東北高校大会を開催する場合には、補助金を支給する。

第8条 共催費は、本県において全国高校大会を開催する場合に経理するものとする。

第9条 選手強化事業以外の講習会に対し講習会費を支給することができる。

第10条 各専門部の通信連絡等の目的のため、専門部費を支出することができる。

第11条 研究調査費は、本県高等学校体育に貢献する研究調査に対して理事会の議決により支出するものとする。

第12条 全国高校総合体育大会並びに全国高校定時制通信制大会に参加する生徒に対して県費補助により旅費を支給する。

第13条 全国高校総体並びに東北高校選手権大会に県選手団の総監督として参加する専門部に対しては、旅費の規程により、監督派遣費を支給する。

第14条 表彰費は、表彰規程により支出する。

第15条 弔慰金贈与については、次のとおり計画するものとする。

第1号 本連盟役員が、在任期間中に死亡又は公務による傷害等の場合は弔慰金を贈与する。

第2号 特別の事情のあるものに対しては、審議の上、決定するものとする。

第16条 加盟校職員以外の者が、本連盟の依頼に応じ、本連盟の主催する事業の遂行を補助した場合にはその者に対し謝金を支給することができる。

附 則

この規程は、昭和23年9月19日から施行する。

平成8年4月18日一部改正 令和4年2月16日一部改正

平成12年4月18日一部改正 令和5年2月13日一部改正

平成13年4月19日一部改正

平成14年9月19日一部改正

平成17年4月22日一部改正

平成18年4月21日一部改正

平成19年2月15日一部改正

※物価の変動に伴い、昭和61年4月までの間に分担金の値上げを6度行っている。